



15高教職第1550号
平成16年3月30日

各県立学校長 様

高知県教育長

健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて（通知）

職員が定期健康診断等を受診し、その結果に基づいて再検査又は精密検査（以下「精密検査等」という。）を受診する場合は、これまで年次有給休暇等で対応することとしてきましたが、職員の健康保持・増進を支援する観点から、今後は職務専念義務を免除することにしました。

また、職員が病気休暇を請求する場合は、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成6年12月21日付け6高人委第281号人事委員会委員長通知）により、「必ず医師の診断を受け疾病、負傷の認定及び療養休暇の期間の指定を受けなければならない。」とされています。

これらのことから、健康診断及び病気休暇の事務手続について、平成16年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、所属職員に周知するとともに、適正な事務処理に努めてください。

記

第1 健康診断に係る服務について

1 服務取扱基準

検診区分		一次検診	再検査・精密検査	要治療者
採用時健康診断		職務 (注1)	職務専念義務を免除する。(注3)	左記検診の結果、治療を要すると診断された者（病名が確定した者）が医療機関を受診する場合は、病気休暇又は年次有給休暇で対応するものとする。
定期健康診断 (一般健診、胸部X線検診及び胃検診)				
人間ドック等	人間ドック	特別休暇 (注2)	職務	
	脳ドック			
	婦人検診			
	「心と体の健康作り」 (THP:トータルヘルスプロモーション)			
VDT検診	一次検診	(注4)	職務	
	二次検診	職務		
特別健康診断 (特殊作業等に従事する職員の検診であって、高知県立学校職員の健康診断の実施要項に定めるもの)		職務		

注1 胸部X線検診については、各学校が契約した医療機関で行う直接撮影までを職務とする。

注2 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第46号）」第12条第1項の表(8)に定める特別休暇

注3 「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第3号）」第2条第2号に規定する「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に該当するものとして、職務に専念する義務を免除する。

注4 問診票判定による。

2 精密検査等に係る職務専念義務免除の手続きについて

- (1) 採用時健康診断、定期健康診断又は人間ドック等の一次検診の結果、精密検査等を受診するよう指示された職員が、勤務日に精密検査等を受けようとする場合には、職務専念義務免除の手続きを取ることに。

校長は、職務専念義務免除の承認手続きの後、「職務専念義務免除承認申請書」の写しを福利課に提出すること。

- (2) 職務専念義務を免除する時間は、検診及び結果聴取に必要な時間とし、診療機関への往復時間も含むものとする。
- (3) 職務専念義務を免除され、精密検査等を受診した職員は、受診後すみやかに福利課へ結果を報告すること。

3 注意事項

- (1) 特別休暇により人間ドック等を受診する場合又は職務専念義務を免除され精密検査等を受診する場合は、職務でないことから、旅費を支給しない。
- (2) 上記の服務取扱いは、総括衛生管理者が実施する健康診断及び人間ドック等の受診と受診後の精密検査等について適用するものであり、職員が自己の判断で医療機関を受診する場合には適用されない。

第2 病気休暇に係る事務手続について

1 病気休暇の期間が6日を超えない場合

- (1) 病気休暇を取得した職員は出勤後、速やかに医療機関の受診に係る書類を校長に提示すること。
- (2) (1)に定める提示書類は、医療機関のレシート、薬袋、診療カード、初診時の共済組合員証の写しなど、医療機関を受診した日が判るものであること。
- (3) 校長は、職員から当該書類が提示されたときは、書類に記載されている受診日等を確認するとともに、職員の健康状態を把握する視点からも、医師の診断した疾病又は負傷の内容及び指定された療養期間等を職員に確認すること。

2 病気休暇の期間が6日を超える場合

- (1) 従前どおり医師の診断書を徴したうえで病気休暇を承認することとし、医療機関のレシート等の提出は必要としない。
- (2) 診断書については、職員のプライバシーへの配慮から、休暇届（承認願）とは別に保管すること。

3 その他

病気休暇期間の「6日」には、週休日及び休日を含むものであること。